

資料の弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県立図書館の利用等に関する規則（昭和58年福岡県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、図書館資料（以下「資料」という。）の弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(事故届)

第2条 資料を利用する者又は資料の貸出を受けた者が資料を紛失又は破損したときは、図書館資料事故届（様式第1号）により、直ちに館長に届け出なければならない。

(弁償本)

第3条 規則第4条に規定する資料の現品による弁償については、原則として現品によるものとするが、これによりがたい場合は、次に掲げる職員による資料弁償金評価委員会において定める現品に相当する他の資料または複製物を持って弁償するものとする。

- (1) 総務企画室長
- (2) 資料支援室長
- (3) 総合サービス室長
- (4) ふくおか資料室長

(弁償金)

第4条 規則第4条に規定する資料の館長が定める相当の代価による弁償については、原則としてその購入価格をもって相当の代価とする。ただし、これによることが適当でないと思われる場合は、資料弁償金評価委員会において、市場価格等を参考として相当の代価を評価しこれに基づいて館長が弁償金の額を決定する。

(弁償金の請求)

第5条 館長は弁償金の額を決定したときは、すみやかに弁償義務者に請求するものとする。

(弁償金の支払)

第6条 前条の規定に基づき弁償金の請求があったときは、弁償義務者は館長の指示により、すみやかに弁償金を支払わなければならない。

(弁償の履行期日)

第7条 弁償の履行期日は、現物弁償が確定した日から3か月とする。

(弁償不履行者への措置)

第8条 弁償の履行期日を経過しても弁償を行わない者には、「福岡県立図書館の利用等に関する規則」第18条の規定に基づき、貸出しを停止する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

2 前項の貸出停止は、弁償の履行と同時に解除する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年12月1日から施行する。

年 月 日

福岡県立図書館長 殿

住所 _____

氏名 _____

(貸出カード番号 _____)

電話番号 _____

図書館資料事故届

下記のとおり図書館資料を（紛失・破損・汚損）したのでお届けします。

記

1. 資料名・著（編）者・発行所等 （太枠の中に記入してください。）

資料名	著（編）者名	発行所等	定価	資料番号

2. 資料借受年月日 _____ 年 月 日

3. 事故の内容（状況を詳しく書いてください）

4. 引き取り希望（紛失の場合を除く）

希望する

希望しない

5. その他